

第1条 目的

この制度は、山小学校・山中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という。）の協力を得て、受け入れを実施し、豊かな自然の中での自然体験活動や集団体験活動をとおして、心身の健全育成と子どもの可能性を引き出すとともに、校区の活性化と教育の振興・充実を図ることを目的とする。

第2条 募集基準

この制度により受け入れる児童・生徒（以下「留学生」という。）は次のとおりとし、山校区ふるさと留学制度実施委員会（以下「実施委員会」という。）が面接のうえ決定する。（平成29年3月31日までは山校区ふるさと留学制度準備委員会がその任を負う）

- (1) 山校区の環境を理解し、就学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな思い出と創造により、第2のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 小学校1年生～6年生及び、中学校1年生～3年生までの児童・生徒

第3条 期間

期間は1年とし、継続も認める。

第4条 申請

ふるさと留学を希望する者は、山校区ふるさと留学制度留学申請書（様式2）により実施委員会委員長に申請しなければならない。

- 2 実施委員会委員長は、前項の規定による申請があったときは申請書を審査した後、面接及び体験入学の日程を決定し、当該申請をした者に通知する。
- 3 ふるさと留学を希望する者及び実親は、2項で定められた日程に沿って面接及び体験入学に参加しなければならない。ただしやむを得ない事情があった場合は、委員会で審議する。
- 4 実施委員会委員長は、3項に定められた面接及び体験入学実施後は、実施委員会に諮り、その内容を審査し、留学生として受入可能であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

第5条 契約事項

この制度に適合し、受入を認定された実親及び留学生は、次の各号を履行するものとする。また実施委員会立ち会いのうえ、里親との契約を締結する。

- (1) 留学生は山校区内に住民登録をする。
- (2) 留学生は学習・生徒指導の両面において、他の児童・生徒の学校生活に障害を与えてはならない。
- (3) 留学生は、疾病・怪我等のやむを得ない場合を除いて、毎日登校する。
- (4) 山校区の地域行事（豊年祭・漁なくさみ等）に進んで参加する。
- (5) 健康保険証を持参する。
- (6) 本制度の趣旨を理解し、実親と留学生は必要以上に連絡は取り合わない。
- (7) 前各項までを含む契約書に記載する事項を厳守する。

第6条 経費

物価その他を考慮して、山校区ふるさと留学制度実施委員会が額を決定する。

- (1) 委託料（食費を含む生活費）は、当分の間月額65,000円とする。
- (2) その内訳は、実親が月額30,000円、徳之島町が月額35,000円とし、それぞれ毎前月25日までに実施委員会に納入する。

- (3) 学校教材費・給食費・PTA 会費等の学校への納入金および医療費・学用品費・衣料費・遊具類費・通信費・旅行費・特別活動費（スポーツ少年団・その他の教育活動にかかる費用）等の費用及び小遣い等，留学児童・生徒にかかわる経費は実親負担とし，毎前月 25 日まで実施委員会に納入する。

第 7 条 里親とその義務

この制度を理解し積極的に支援する意志のある家庭の中から，実施委員会が里親として委嘱する。里親は実親とよく連携をとり，留学生を家庭的に養育し，健やかな成長に向かって努力するものとする。

第 8 条 事故発生時の処置

病気または何らかの事故が発生したときは，その実情に応じ里親が適切な処置をとる。

- 2 里親は，遅滞なく実親に連絡し指示を受けると共に実施委員会に連絡する。必要に応じ，実施委員会が立ち会い，または協議して善処する。

第 9 条 帰省

長期間の休みについては帰省するものとし，実家までの往復は実親もしくは実親の委任を受けた者が引率して行うものとする。但し，留学生・実親・里親の話し合いによって滞在することもできる。

第 10 条 契約解除

次の各号に該当する場合は，実親・里親及び実施委員会の三者で協議し契約を解除することができる。

- (1) 留学生の問題行動等により，指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 疾病や怪我によらない不登校状態が長期にわたり，改善が困難であると判断されたとき。
- (3) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (4) 実親もしくは里親の家庭の事情等により解約希望が生じたとき。
- (5) その他，本契約による条項の履行を継続し難い事由が生じたとき。

第 11 条 その他

この要綱に定めるものの外は，実親・里親・実施委員会が協議して善処し，解決を図るものとする。

附 則

この要綱は，平成 29 年 1 月 1 日から施行し，平成 29 年度予算に係るものから適用する。

